

医療法人社団 順信会

目黒整形外科内科 通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 順信会が開設する目黒整形外科内科が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 目黒整形外科内科が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
- 2 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名 称 医療法人社団 順信会 目黒整形外科内科
 - 2 所在地 東京都目黒区目黒本町6-1-2 友愛ビル1・2階
T E L 03-5725-3677
F A X 03-5725-3688

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 医師（管理者） 1人
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
 - 2 従事者
理学療法士 2名以上
看護師 1名以上
介護職員 2名以上
従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

- 第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日及び営業時間
平 日 午前9時30分～午後1時 午後2時15分～午後6時00分
土曜日 午前9時30分～午後1時 午後2時15分～午後5時00分
※木曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは除く。

2 サービス提供時間帯

平 日	午前 09 時 30 分～午後 10 時 45 分
	午前 10 時 30 分～午前 11 時 45 分
	午後 02 時 30 分～午後 03 時 45 分
	午後 03 時 30 分～午後 04 時 45 分
土曜日	午前 09 時 30 分～午後 10 時 45 分
	午前 10 時 30 分～午前 11 時 45 分

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位8名、2単位8名、3単位8名、4単位8名の計32名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション

(2) 送迎サービス

- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、従業員立会いのもとで使用する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、下記のとおりとする。

☐ 目黒区一部

祐天寺、五本木、中目黒(3・4・5丁目)、目黒(3・4丁目)、中町、下目黒(3・4・5・6丁目)、中央町、目黒本町、鷹番、碑文谷、柿の木坂、平町、南、原町、洗足、大岡山

☐ 品川区一部

小山台、西五反田(4・5・6丁目)、小山、荏原、平塚(2・3丁目)、中延(1・2丁目)、西中延(1・2丁目)、旗の台(1・6丁目)

(利用料その他の費用の額)

- 第12条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙「重要事項」定めるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額です。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(身体的拘束の禁止)

- 第15条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第16条 事業者は、感染症の発生及びまん延等の防止のために次の措置を講ずるものとする。
- 1) 感染症発生及びまん延等の防止に関する指針の整備及び定期的な委員会の開催
- 2) 従業員に対する感染症発生及びまん延等の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 3) その他、感染症発生及びまん延等の防止のために必要な措置

(虐待防止)

- 第17条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任及び定期的な委員会の開催
- 2) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- 3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 4) その他虐待防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(ハラスメントの防止)

第19条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(研修の実施)

第20条 事業所は、通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第21条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第22条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第23条

- 1 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は目黒整形外科内科が定めるものとする。

付則 この規程は、平成24年7月1日施行

付則2 この規程は、平成26年6月1日施行

付則3 この規程は、平成26年9月1日施行

付則4 この規程は、令和02年8月1日施行

付則5 この規程は、令和05年12月1日施行

付則6 この規程は、令和06年4月1日施行